

## 令和6年度第1回草津市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■日時：

令和6年10月17日（木）9時00分から10時10分まで

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

天野委員〔会長〕、金谷委員、武内委員、牧委員、  
安栗委員、村上委員、卯田委員

■欠席委員：

松村委員〔副会長〕、角委員、井上委員

■事務局：

田中部長、太田専門理事、青木副部長〔環境経済部〕  
小川課長、石松係長、矢野主査、宇野主任〔資源循環推進課〕

■傍聴者：

なし

### 1. 開会

---

開会にあたって、事務局、会長より挨拶

委員自己紹介、事務局自己紹介

【事務局】

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例施行規則第19条第2項に基づき、委員の半数以上の出席という要件を満たしており、審議会が成立していることを報告。

## 2. 議事

---

(1)第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の重点施策の実施状況について

### ●事務局

<資料2、2-1、2-2について説明>

### ●会長

最後のところの高齢者等ごみ出し支援の検討について、これは検討が始まったというところで、何か具体的にどういう取組を始めるかという、そういうところまでは進まれているのでしょうか。もし、今の時点で何か具体的な取組が予定されているようなところがありましたら、補足いただければと思います。

### ●事務局

健康福祉部との連携によって進めさせていただくという部分で、健康福祉部の保健師が各地域と連携して、地域の取組状況の把握を進めているところで、情報を収集しているという現状です。

### ●会長

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

それでは、また最後のところで何か思い出されてご質問等ありましたら、お寄せいただければと思います。

それでは、1つ目の重点施策の実施状況については、審議会でご確認いただいたとさせていただきます。

続きまして、2つ目の議事の「達成目標の進捗状況」について、ちょうど1年前から始まった焼却ごみ袋の有料化の効果が数字で出ておりますので、事務局から詳細なご説明をよろしくお願いいたします。

## (2)第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の達成目標の進捗状況について

### ●事務局

＜資料3、3-1、3-2、3-3、3-4について説明＞

### ●委員

ごみの持込が事前予約制度になってから、すごく不法投棄が増えていると思います。

資料では、ごみ量が減ったとなっているのですが、その中でごみは多分減っていないので、市外や不法投棄など別のところに行っているのではないかなと思います。

実際、自分が予約した時も、車両の大きさやナンバープレートの番号、ごみの種類や量を細かく聞かれたり、持込むごみが追加になった際の連絡は不便であり、次回以降行きたくないという気持ちになりました。他の人でそういう思いをした人の中には、どこかに投棄している人がいるのではないかなと思います。

最近、うちで投棄が多いのは、袋に満杯に入ったスプーンやフォーク、潰した空き缶が大量に入ったもの、小型家電などどこかのご家庭にあったものだろうと思うものばかりで、クリーンセンターに持込むのが億劫になっているのではないかなと感じます。

私の家の敷地にあるごみ箱に関係のないごみを入れる人がいます。“捨てていいんやろ”という感じで捨てていく人が見受けられます。スーパーやコンビニでも家庭ごみを堂々と捨てられるということが増えているのではないかなと思います。だから、事前予約制度の運用面をもう少し柔軟にしてもらえたら、不法投棄は減るのではないかなと思います。

### ●事務局

持込予約コールセンターでごみ種別に数量を細かくお聞きしているのは、中の受入れ体制の準備の面と、予約の時間枠ごとに受付件数を設定している関係で、次の時間枠の方を時間どおり受付するために、所定の時間内で荷降ろしを終えていただくよう、確認させていただいています。

持込むごみの量が大幅に増加するような場合は、受入れの準備などもあり、当日までにご連絡をお願いしておりますが、利用者の目線からすると、少し手間がかかる部分はあると思うので、今後の運用方法について、大幅に増える場合についても事前の連絡が不要とできるか検討させていただきます。

あと、不法投棄の問題については、市内の様々な場所で起こっている問題で、ご要望に応じてごみ集積所に貼る啓発ポスターを作成してお渡ししています。

また、町内会が独自に防犯カメラを設置されたりして、ごみ集積所への不法投棄を減らす取組をされているところもあります。もし、不法投棄が繰り返されるようであれば、民地にごみを取りに行くことはできませんが、周辺をパトロールすることはできますので、ご相談ください。

#### ●会長

自治体によっては、ごみ持込の事前申込は車1台分とか結構大雑把に運用されていると思うのですが、大雑把にすると業者が市民を装ったごみが紛れてしまうという恐れがあるので、一定細かくされているということだと思いますが、やはり市民の皆様が持ち込みやすいような仕組みを少し検討されてはどうかと思います。

#### ●委員

資料3-2の4ページの右下に草津市の家庭系可燃ごみの原単位がありますね。令和4年度が375g、令和5年度が353gとありますが、この数値と資料3の家庭系ごみ実績値の令和4年度が515.4g、令和5年度が490.6gとなっているのはなぜ異なるのでしょうか。

#### ●事務局

資料3-2は焼却ごみのみで算定していて、資料3は集団回収を含むすべての家庭系ごみで算定しているため異なります。

#### ●委員

なるほど、分かりました。

この資料 3-2 の比較は家庭系可燃ごみの原単位で統一してあるということですね。

そうすると、厳密なことを言えば、家庭系可燃ごみの中身が自治体によって若干異なる可能性があるけども、そこはちょっと置いといてという理解ですね。

●事務局

そのとおりです。

●委員

分かりました。

資料 3 の左下の施策の減量効果のところですが、厳密なことを言うと、自治体間の比較がかなり難しいのですが、その平均的な減少分と草津市の減少分の差というのを景気動向とかではなくて、草津市の施策によるものではないかと考えるのは実務的にはいいのではないかなと思います。確認ですが、（近隣自治体および類似団体の平均との差、およそ）2.7%というのは、（草津市の減少率である）6.0%から（近隣自治体および類似団体の平均減少率である）3.3%を引いた数字ですね。それを更に下で2つに分けているのですが、これはまず下の方の古紙類の方について収集量増加分の方から1.3%減ったと見込まれると、それで上の1.4%というのは2.7%から1.3%を引いて残った数字ということですね。だから、「焼却ごみ袋指定袋の有料購入への変更」による減少率は、間接的な形で算出されたという理解ですね。

●事務局

そのとおりです。

●委員

分かりました。

あと、資料 3-4 ですが、ごみ組成調査の組成割合を令和 1 年の 11 月と令和 6 年 6 月

で比較されたということで、これはこれで非常に貴重なものだと思いますが、ぜひやっておかれるといいなと思うのは、令和6年6月と令和1年11月の組成割合にそれぞれのごみ量を用いて掛け算をして重量を出すということです。ごみ量全体が減っていると思うので、食品ロスはおそらくもっと減っていると思います。ここで割合の方が増えているように見えるのもそんなに増えてない可能性がある。相対的になっているからこれはこれで大事ですが、掛け算したもので比較してみたときに、それでも増えているものがあるのか横ばいなのか。それはすぐに算出できると思いますので、施策の効果を把握する方法としては、そちらの方が意味があるのではないかなと思います。

●事務局

貴重なご意見をありがとうございます。ごみ組成調査については、今後の審議会で資料としてお示しする際には、今の委員からのご意見を踏まえてお示しできるように検討したいと思います。

●会長

ありがとうございます。ちなみに、令和1年と令和6年の間にも何回か組成調査をされていますよね。

●事務局

クリーンセンターで運転管理上、ごみピット内の調査を定期的には実施していますが、市職員が直営で集積所までごみを取りに行って実施するというのは令和1年以降は実施していなくて、今回5年ぶりに実施しました。

●会長

先ほど委員がご指摘いただいたように、実量での変化も見えるようにしていただければと思います。

その他いかがでしょうか。

●委員

今、委員がおっしゃった内容の補足みたいな形にはなるのですが、この資料 3-4 の組成調査ですが、今回は 6 月で前回は 11 月に実施されているじゃないですか。

これは同じ月でやった方がいいと思います。なぜかと言うと、古着は「繊維類（リサイクル可能）」というところに振り分けられており、集団回収の場合は業者によって回収されているところもあると思いますが、おそらくごみで出されているものは結構あると思います。調査結果は割合だけ記載されていて重量が分からないが、調査するときの月や季節によってそういうのも変動すると思います。あとは、古着の行政収集も検討に入れていかれたらどうかと思います。

●会長

ありがとうございます。

ご指摘いただいたようなポイントは今後の調査結果に反映していただくということで、今後も何回か組成調査は実施されるかと思いますので、検討いただければと思います。

その他いかがですか。

●委員

集団回収を促進できるような取組を進められたらどうかと思います。私どもは 15 町内あり、現在活動しているのは 3 町内ぐらいだと思います。市の資源回収活動事業推進奨励金の制度をもっと P R されたらいいのではないのでしょうか。

●事務局

ただいま委員から頂戴しました意見につきまして、市では、広報紙の今年の 6 月号で古紙の分別にご協力くださいということと合わせて、地域の資源回収活動にも積極的に参加をしてくださいという記事を掲載したりとか、市ホームページやごみ分別アプリのインフォメーションでも同じような内容を掲載させていただいています。

あと、コロナ禍で資源回収活動を中止されていた団体に対して、活動再開等の呼び

かけも行っているところです。

ごみの減量に繋がる取組なので、市としても今後様々な媒体を通じて啓発していきたいと考えております。

#### ●会長

ちなみに、資料3の家庭系ごみ（集団回収を含む）データは、集団回収量が焼却ごみ袋の有料化によってどのくらい変わったかというデータもあるようでしたら、別の機会で結構ですので、示していただくことについて検討を進めていただければと思います。

この他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の議題は、去年の焼却ごみ袋の有料化からまだ1年ぐらいの経過ですので、今後具体的にどういう進め方を予定されているのか、もう少し事務局の方で補足の説明をいただけましたらと思いますがいかがでしょうか。

#### ●事務局

現在の第3次ごみ処理基本計画に掲げる重点施策については、先ほどご説明させていただいたとおり概ね実施ができているという状況です。今後、物価変動等により、ごみ量が増える可能性も当然ありますので、しっかりと啓発を進めていきたいと思えます。現状、実績値は目標値よりも低い状況でございますので、この状況をキープといたしますか、その目標値以下に収めながら進めていきたいと思えます。

#### ●会長

ありがとうございます。ごみの有料化というのは、もうずいぶん前から他の自治体でもたくさん導入されていて、有料化の“慣れ”、ごみ減量後のリバウンド現象みたいなものが出てくるところも見られたようです。草津市は有料化してまだ1年ですので、今後の推移を注視していただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

## ●委員

事務局からの説明で高齢者等のごみ出し支援の説明がありましたが、そもそも出すごみの量を減らすことができる生ごみ処理容器を特に高齢者に勧められてはどうかと思います。

私もコンポストを使用することによって、明らかにごみの量が減っていますので、そういうことを考えたらどうかと思いました。

それともう1点、やっぱりこういう資料もなぜ紙で配るのかなというような気がして、プロジェクターで映せばいいと思います。

“とは言ってもやっぱり会議だし”というように、“とは言っても”というところが、どこの場面でもすごく多いと思います。

例えば、「ピンクリボン」のように、それを見ただけで「乳がん啓発活動のシンボル」と分かるように、草津市なら、例えば「あおばなリボン」のようなマークを資料の片隅にでも付けて「ペーパーレスに取り組んでいます」というような取組もしてもらえたらなと思います。

## ●会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

## ●事務局

まず、1点目の高齢者の自宅にコンポストを積極的に置いてもらうような働きかけをというご意見につきまして、市としても生ごみ処理容器購入費補助金の更なる周知と、ごみ問題を考える草津市民会議で手作りの段ボールコンポストを1基あたり500円で販売してしまして、これからコンポストを始めてみようと思っている方たち向けの講座もやっていますので、そういったイベントの周知もこれまで以上に進めていきたいと思っています。

2点目のご意見についてですが、なるほどそういう発想でペーパーレスに繋がるという貴重なご意見だと思いますので、市として、少なくともこの審議会ではそういう取組が反映できないかということで考えていきたいと思っています。

●会長

ありがとうございます。

そういう市民の皆様からお寄せいただいた貴重なお話とかご意見を他の市民の皆様  
に広報できる何か新しい手立てや仕組みをつくって、アイデアや知恵など情報を共有  
できればいいかなと思います。

他にいかがでしょうか。

●委員

あまり介護保険のことについて詳しくないので教えてほしいのですが、資料2の一  
番下の「高齢者等のごみ出し支援の検討」について、ヘルパーさんがごみ集積所まで  
ごみを持っていく、あとは家の前を出して戸別収集する、あともう1つは介護保険の  
方でヘルパーさんがそのごみをヘルパーさんの事務所に持ち帰って、地域のごみ集積  
所に出すという方法があり得るかと思います。

この3つの手法について、廃棄物処理法上の制約も踏まえた現在の検討状況を教え  
てください。

●事務局

介護保険サービスでヘルパーさんが集積所までごみを持っていくことは、法律上の  
制約はなく可能です。

●委員

それでは、問題はその時間帯ですね。

●事務局

そのとおりです。

●委員

そうすると、集積所に出す時間が問題になってくるのですね。収集は9時からですか。

●事務局

8時からです。

まさにここが課題でございまして、地域と相談されて前日のごみ出しができる地域もあったりするが、その調整がうまくいかない部分もあります。

●委員

前日にごみ集積所へ出すことを地域が許容すれば、うまくいくという感じですね。

そうすると、ごみ出し支援が必要ではない他の人も真似するのではないかという話が出てきますね。

●事務局

そういったところを集積所に張り紙をして、組織化して協力体制を組んでおられる地域もございます。

●委員

それが難しいときに、ヘルパーさんがごみを一旦預かるというのはできるのですか。

●事務局

その部分は廃棄物処理法でできないことになっています。

●委員

分かりました。ありがとうございます。

●会長

それでは、本日の審議事項1と2が終わりましたので、「3 その他」のところで何かございましたら、事務局からお願いします。

### 3. その他

---

●事務局

<エコライフフェア草津 2024 の開催について案内>

### 4. 閉会

---

●事務局

本日は、大変貴重なご意見ありがとうございました。

先ほど会長から「情報の共有」というお話をいただきました。

生ごみ処理容器購入費補助金において、アンケートを実施しており、結果でも焼却ごみが軽くなったというご意見も頂いています。ある意味で間接的に高齢者の支援に繋がっているのかなと思っています。

そうした視点もアナウンスできるように取組を進めていきたいと思います。

それでは、これもちまして令和6年度第1回草津市廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。